

2017年3月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

平成28年分確定申告について

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「春爛漫」 上平医院 上平知子先生 撮影

## 目次

2	健康ブーム	8	人工知能(AI)と自動運転(1)
3	平成28年分確定申告について	9	同一労働同一賃金
6	雇用保険の適用拡大	10	(随想)東芝の赤字決算問題を考える
7	産業と社会のパラダイムシフト	11	康友会ゴルフ結果・税務労務
	シェアリングエコノミーとは	12	ご案内

No.562

# 健康ブーム

センター代表 杉浦 康晴

3月に入り、少しずつではありますが春の訪れを感じられるようになってきました。

この時期は確定申告が佳境を迎えているので、連日、スタッフ一同、一丸となって頑張っているところです。特に繁忙期は体調管理が重要となり大変気遣っておりますが、やはり季節の変わり目は体調を崩しやすいものです。適度に体を動かしたり、食事の量や食べる時間帯にも気をつけて、最後まで気を抜かず頑張っています。

ここ最近では、健康ブームなのかスポーツジムやパーソナルトレーニングなどの店舗が急激に増加しているようです。

売上、店舗数とも増加している「結果にコミットする」のキャッチコピーで話題のライザップは、ダイエットとトレーニングの個別指導を提供していますが、これは特に目新しいサービスではありません。

では、従来のスポーツジムと何が異なるのでしょうか。マンツーマンでトレーニングを行い、食事指導もメールで写真を毎回送るというまさにオーダーメイドのトレーニング。そして、特徴的な料金体系。一般的なスポーツジムならば3年かけて得る売上がライザップはたったの2ヶ月で受け取るという従来よりもかなり高額な料金体系です。その分だけ売上に占める設備使用料は少なく、完全予約制にすることで繁閑差は減り、人件費や設備費用の無駄も少なくなります。

従来のスポーツジムでは利用者によって使

用する設備、時間帯に偏りが生じその分余計なコストがかかりますが、パーソナルトレーニングではそういった無駄がありません。設備という「モノ」に頼っていたスポーツジムから「サービス」へシフトした結果、このような思い切った商品となったと言えるでしょう。

利用者側からみると高い料金を支払い、マンツーマンで指導を受けるとなれば、キャッチコピーにもあるように結果を出さなければもったいない気持ちにもなるような気がします。

一方、高額な料金体系では客層も限られてくることから、類似のサービスで料金を抑えた企業も出てきており、これから競争が激化してくるかもしれません。

ブランドだけでは、売上が伸ばしていくことは難しいでしょう。ライバル参入してきた今後の展開が注目されるところです。

いずれにせよ、選んで実際に利用する人が満足できれば良いわけですから、多種多様な選択肢があるのはありがたいことです。

どの業界でも言えることですが、従来のやり方、料金体系、内容を当たり前とせず、視野を広げて何事にも取り組んでいきたいものです。

私も健康ブームに乗って、体力づくりに力を入れたいと思います。

# 平成28年分確定申告について

葵総合税理士法人 税務会計部 柳町 明子

平成28年分の確定申告期限まで残り2週間となりました。ここで確定申告について再度確認したいと思います。

会社員の方は年末調整で所得税の精算をしているため、基本的には確定申告は不要ですが以下に該当する場合、還付申告で税金が戻る可能性があります。

還付申告とは、確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をして所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額より多い時は、確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税の還付を受けることができる制度です。

還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。なお、給与所得者や、公的年金等に係る雑所得が有る方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告する場合には、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

## < 給与所得者が、還付をうける主な例 >

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収額が納め過ぎとなっているとき
- ・一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- ・災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- ・多額の医療費を支出したとき
- ・上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したとき

## このうち

### 医療費控除について

納税者本人あるいは生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費がある場合、上限200万円まで納税者の所得や医療費の金額に応じて所得控除を受けることができるというものです。支払った医療費には生活費の仕送りをしている親や子の医療費も含まれます。また、妊婦健診やそれに伴う検査費用、出産に関する医療費や通院費も対象となります。

## ☆☆計算方法☆☆

◎総所得が200万円以上の場合

$$\text{医療費控除額} = (\text{実際に払った医療費} - \text{保険金等で補てんされた金額}) - 10\text{万円}$$

◎総所得が200万円未満の場合

医療費控除額 = (実際に払った医療費－保険金等で補てんされた金額)－総所得の5%の金額  
 例：総所得150万円の場合、控除額は75,000円を超える部分となります。

医療費控除の対象になる	医療費控除の対象にならない
医師や歯科医師に支払った診療費、治療費 病院の入院費 病気治療のための薬代 指圧などのマッサージ（治療目的に限る） 通院のための電車賃、バス代	健康診断、人間ドッグなど 予防接種 美容目的の施術 健康食品の購入費用 車で通院した場合のガソリン代

基本的な考え方としては、病状の治療や療養に関するものが当てはまり、病気の予防や健康増進を目的としたものは当てはまりません。

※住民税にも、医療費控除があり税金が安くなります。

平成29年分より新・医療費控除「セルフメディケーション税制」が、始まります。  
 従来の医療費控除との併用はできません。  
 医療費が10万円を超えないが、市販薬で12,000円を超えた場合  
 所得から控除できますのでこちらの制度が利用できます。  
 控除に備えて、レシートを保管しておく必要があります。

つぎに、

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について

株の売買取引では、利益を計上することもあります。損失を計上することもあります。損益通算とは、利益と損失を差し引き税金を軽くできる仕組みのことです。例えば、株式や株式投資信託を売却して赤字が出た時、配当金と損益通算をして、配当金からあらかじめ源泉徴収された税金を取り戻すことができます。

売却損が出た場合は、確定申告をすることでその金額を、翌年以降最長3年間にわたって譲渡所得から差し引くことができます。（譲渡損失の繰越控除といいます）

平成28年分の取引からは新たに公社債等も損益通算の対象に加わりました。

ただし、損失を繰り越すには、特定口座（源泉徴収あり）の人も確定申告をする必要があるのでご注意ください。

例として、

A証券の特定口座の利益 > B証券の特定口座の損失 → 損益通算が可能

A証券の特定口座の利益 < B証券の特定口座の損失 → 損益通算と繰越控除が可能

なお、NISA（少額投資非課税制度）ですが、年間120万円までの投資元本から出た譲渡益・配当金が非課税となるものの、損益通算、繰越控除はうけられません。

特定口座とNISA口座は別ですので注意しましょう。

＊＊ 確定申告に当たってのお知らせ ＊＊

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

**(本人確認書類)**

◆ **マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は**

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ **マイナンバーカードをお持ちでない方は**

番号確認書類	+	身元確認書類
<b>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知カード</li> <li>● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り、) などのうちいずれか1つ</li> </ul>		<b>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 公的医療保険の被保険者証</li> <li>● パスポート</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 在留カード</li> <li>などのうちいずれか1つ</li> </ul>

平成28年分確定申告における、納税の期限は以下のようになっています。

振替納税の場合は、通帳で残高確認をお願いいたします。

	納付期限	振替納税
所得税	3月15日(水)	4月20日(木)
贈与税	3月15日(水)	—
消費税	3月31日(金)	4月25日(火)

ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

# 雇用保険の適用拡大

葵労務管理事務所 鶴田 僚

平成29年1月1日より雇用保険の適用拡大として、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用の対象となりました。平成28年12月末までは、65歳到達の前から引き続いて雇用されている方（「高年齢継続被保険者」といいます）を除いて適用除外でしたが、今回の変更に伴い、週の所定労働時間が20時間以上で雇用見込みが31日以上の労働者の場合は、65歳以上であっても高年齢被保険者として雇用保険を取得することが必要となります。

この対象となる労働者は平成29年1月1日以後に雇用した労働者に限らず、それ以前から雇用する労働者についても、先に述べた高年齢継続被保険者以外は、所定労働時間と雇用見込み期間を満たす場合は資格を取得することとなります。この変更に伴う手続きとしては、以下の3パターンとなります。

## ①1月1日以降に雇用した労働者

一般の労働者と同様に、雇用日の属する月の翌月10日までに管轄の公共職業安定所に雇用保険被保険者資格取得届を提出する。

## ②12月末から雇用継続する労働者

平成29年1月1日より高年齢被保険者となるので、3月31日の特例期限までに管轄の公共職業安定所に雇用保険被保険者資格取得届を提出する。

## ③高年齢雇用継続被保険者

自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されるので、届出は不要。

また、今回の変更により高年齢被保険者となるべき労働者が平成28年12月末までに退職された場合は雇用保険被保険者資格取得届の提出は不要ですが、平成29年3月31日までに退職された場合には、一度1月1日付けで雇用保険を取得し、その後改めて退職日で雇用保険を喪失するという手続きを踏むこととなります。

この適用拡大により65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象者となりますが、高年齢被保険者の雇用保険料は平成31年度までは労使とも免除となります。平成28年度時点では、4月1日時点で64歳以上である被保険者についてはその年度における雇用保険料は免除となっていました。この変更に伴い平成32年度以降は年齢にかかわらず、雇用保険被保険者である労働者には雇用保険料が発生することになると考えられます。

また、雇用保険の取得に伴い、要件を満たすことによって高年齢求職者給付金、育児休業給付金、介護休業給付金などの給付を受けることが出来るようにもなりました。基本手当と高年齢求職者給付金の違いを除けば、一般被保険者との差はないと言えます。

この変更は平成29年1月1日から実施され、実際に適用されているものとなります。高年齢被保険者に該当する従業員がいる事業所におかれましては、特例期限である3月31日までに所定の手続きを済まされるようお願い致します。